

ライフサポート訪問看護リハビリテーション菊名 (訪問看護・介護予防訪問看護)運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ライフサポートが開設する、ライフサポート訪問看護リハビリテーション菊名(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護事業及び、指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師又は准看護師等(以下「看護職員等」という。)が、居宅事業にあつては要介護状態にはる、また予防事業にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)を提案することを目的とする。

(指定訪問看護事業の運営の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(指定介護予防訪問看護事業の運営の方針)

第3条 事業所の看護職員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- ① 名称 ライフサポート訪問看護リハビリテーション菊名
- ② 所在地 神奈川県横浜市港北区大豆戸町 311-1 アークメゾン菊名 205

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- ① 管理者 常勤 1 名(常勤兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 看護職員等 3 名以上(常勤兼務 2 名以上、非常勤兼務 1 名以上)で運営する。

看護職員等(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書等」という。)、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書等」という。)を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護職員等は、訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

- ① 営業日
月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間
午前8時45分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間
午前8時45分から午後5時45分までとする。
- ④ 時間外、休日は応相談
- ⑤ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第7条 訪問看護等の内容は、以下の通りとする。

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ① 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- ② 褥瘡の予防・処置
- ③ ターミナルケア
- ④ 認知症患者の看護
- ⑤ 療養生活や介護方法の教育助言
- ⑥ カテーテル等の管理
- ⑦ 在宅におけるリハビリテーション
- ⑧ 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- ⑨ その他医師の指示による処置

(利用料)

第8条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。

- ① 死後の処置 20,000 円
- ② 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり 100 円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 4 その他の利用料金は以下の通りとする。
 - ① 利用者の申出による休日または17時以降の時間外に訪問した際の訪問看護料金
 - ② 利用者の申出による長時間に当たる訪問料金
 - ③ 利用者の申出による死後の処置にともなう費用
 - ④ 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。
①②③は、別添利用料金表の通りとする。
- 5 キャンセル料については、先日の午後5時まで連絡がなかった場合、看護報酬の利用者負担分をキャンセル料として徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、港北区、鶴見区、神奈川区とする。

ただし、鶴見区は、上の宮、獅子ヶ谷、馬場、北寺尾。神奈川区は松見町、大口仲町、白幡向町、白幡町のみとする。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ライフサポートと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

第12条 事業所は、その事業の運営に当たっては、横浜市暴力団排除条例(平成24年9月25日横浜市条例第55号)に規定する暴力団を利することとならないようにする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は令和7年6月1日から施行する。